

蒲郡市子育て支援センター開設

子育てで悩んでいるお母さん、
お友だちのいない小さなお子さん、
親子でお出かけください。

小さなお子さんを持つ、若いお母さんたちの育児に関する不安や悩みは尽きないものです。

蒲郡市では、そんな皆さんの悩みをお聞きし一緒に考えたり、アドバイスをしながら、子育てのお手伝いをする“子育て支援センター”を開設します。ここでは、同じ悩みを持つお母さんたちが話し合う機会や子ども同士が触れ合って遊ぶ場も提供していきます。

- 内容**
- ①育児不安等についての相談に応じます。
(電話での相談も結構です)
 - ②子育て中のお母さん同士が、子育ての情報交換などを気軽にできる“子育てサークル”活動を開いたり、お手伝いします。
 - ③子育て講座を予定しています。

開所 平成9年4月1日～

開設日時 毎週月曜日～金曜日
午前10時～午後4時

場所 市立みどり保育園内 (☎67-0022)



その他の相談事業

◎家庭児童相談室

日時 毎週月曜日～金曜日
午前9時30分～午後5時

場所 市役所児童課内(☎66-1111・内線2117)

◎子どもと家庭の相談室

日時 毎週火・水・金曜日
午前9時30分～午後4時30分

場所 かたはら児童館内(☎57-1544)

忘れないで

国民年金の届け出

国民年金担当 (☎66-1101)

国民年金には、20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。加入の期間は、年金受け取りの際重要な役割を果たしますので、必ず届け出をしてください。

春は、就職や転職など異動の多い時期です。将来、年金が受けられないことにならないよう気をつけましょう。

なお、病気や失業、営業不振などの理由で、保険料を納めることができない人や学生のために、保険料免除の制度が用意されています。

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



- 農業や漁業等の自営業の人
- 自由業の人
- 無職の人
- 学生

保険料の納付が必要ですが、加入手続きが済んでいない人や会社などを辞めた人は、至急加入の手続きをしてください。



- サラリーマンやOL
- 公務員(厚生年金や共済組合の加入者)

保険料の納付の必要はありません。就職などで第2号被保険者になられたときは、種別の変更手続きが必要です。



○第2号被保険者の配偶者(扶養されている人に限ります)
保険料の納付の必要はありませんが、届け出をして認定を受けなければなりません。配偶者が転職など会社を変ったときも、そのつど届け出が必要です。